IP通信網サービス契約約款(OCN) (共通編)【現改比較表】 2025年2月28日現在

I P 通信網サービス契約約款(OCN) (共通額	編)【現改比較表】 202	25年2月28日現任
~2025年3月31日	2025年	54月1日~
<u>Pre</u>	附 則 (令和7年2月6日 光事推第 003982 号) (実施期日)	
1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。		実施します。
2 レパN第 1836 号(令和 5 年 3 月 29 日)の附則 2 を次のように改めます。		の附則2を次のように改めます。
(1) 「タイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 5 及びプラン 6 」を削除		のプラン5及びプラン6」を削除
3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約		
	(OCN 光 with フレッツ利用規約を	と締結する場合を除きます。) は、この改正規定
実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。		なして取り扱います。
	第2種契約	第2種契約
	タイプ3	タイプ 3
	<u>⊐-ス1</u>	<u>⊐-ス1</u>
	メニュー1	メニュー1
	プラン5	プラン1
	第2種契約	第2種契約
	タイプ3	タイプ3
	<u>⊐−ス1</u>	<u>⊐-ス1</u>
	<u>⊀=⊐-1</u>	メニュー1
	プラン6	プラン2

~2025年3月31日		2025年4月1日~		
	4 この改正規定実施	4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種契約(タイプ3のコ		
	-ス1のメニュー10	-ス1のメニュー1のプラン5又はプラン6であってOCN 光 with フレッツ利用規約		
	を締結する場合に限り)ます。以下この附則4において同じ	じとします。) については、 <mark>OCN</mark> 光	
	with フレッツ利	用規約の附則(令和7年2月6日 光	等推第003982号) の附則第2項の通	
	用を受ける場合に限り、次の通り適用します。			
	(1) アクセス回線の細目等による区別			
	光アクセス回線の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西			
	日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に定めるものとします。			
	区分	提供するアクセス回線の品	品目及び細目等による区別	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社	
	プラン5	メニュー5-1のI-1型の	メニュー5 – 1の100Mb/s品目	
		100Mb/s品目のプラン3のプラ	のプラン5のプラン5 - 1のも	
		ン3-1のもの又はメニュー5	の又は200Mb/s品目のもの	
		- 1のⅡ - 1型の200Mb/s品目		
		のプラン3のプラン3-1のも		
		<u></u>		
	プラン6	メニュー5-2のI-1型の	メニュー5 – 2の100Mb/s品目	
		100Mb/s 品目のもの又は	のカテゴリー3のカテゴリー3	
		200Mb/s品目のもの	- 1のもの又は200Mb/s品目の	
			もの	
	(2) 定額利用料			

~2025年3月31日	2025年4月 1 日~
	1契約ごとに月額
	区分 料金額
	プラン5 1,200円(1,320円)
	プラン6 950円 (1,045円)
	(3) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用
	ア 第2種契約者から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の
	申出があった場合には、その期間における基本額については、(2)定額利用料から同表に規
	定する額を減額して適用します(以下「新2年割」といいます。)。
	区分定額利用料の減額(月額)
	プラン5 100円 (110円)
	プラン6 50円 (55円)
	(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含
	む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「新2年割」の申
	出があった場合は、「新2年割」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととし
	ます。
	(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「新2年割」の
	解除、「新2年割」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等
	の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約
	金として同表に規定する金額を支払っていただきます。

2025/72/17/17	2025年4日4日	
~2025年3月31日	2025年4月1日~	
	a 別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービ	
	スに限ります))第17条(第2種契約者が行う第2種	巨契約の解除)に規定する初期契約解
	除があったとき	
	b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目	又は区分等の変更と併せて「新2年
	割」を継続したとき	
	c 第2種契約(タイプ8に関わるものに限ります。)への細目又は区分等の変更をしたとき	
	d 違約金を請求しないと当社が判断したとき	
	区分	違約金
	プラン5	1,100円(不課税)
	プラン6	650円(不課税)
	(ウ) 「新2年割」の適用を受ける第2種契約者が第2種	・
	スの細目又は区分等の変更と併せて「新2年割」を継続し	た場合の定期利用期間は、現在の定
	期利用期間の起算を引き継ぎます。	
	(工) 「旧2年割」、「旧2年自動更新型割引」、「新2年	F自動更新型割引」の適用を受ける第
	2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更等と併せて 「新2年割」を契約した場合の定期利用期間の起算は、変更後の第2種オープンコンピュータ	
	通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金	注目とします。ただし、「旧2年割」
	の適用を受ける第2種契約者から「新2年割」契約のみの)申出があった場合は、「新2年割」
	の申込みをした日を含む料金月の翌月を定期利用期間の起	2算とします。
	5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければなら	らなかった電気通信サービスの料金そ
	の他の債務については、なお従前のとおりとします。	

~2025年3月31日	2025年4月1日~
	6 この改正規定実施前にその事由が生じた第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。